（ 公 印 省 略 ）

別子支第　２３８号
令和２年４月１７日

保護者各位

別府市長　長野　恭紘

緊急事態宣言後の保育所等の利用（登園）の自粛について（要請）

令和２年４月１６日、緊急事態宣言区域が全都道府県に拡大されたことを受け、本市も大分県から保育所等の利用（登園）の自粛が要請されました。

認可保育所、認定こども園をご利用されている保護者の皆様には、既に３月より登園自粛をお願いしているところでありますが、更なる新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご家庭で保護者や家族等による保育が可能な場合などは、引き続き保育所等の登園を自粛いただきますようお願いいたします。

なお、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方のお子さまの保育や預かりを拒むものではありません。

１　登園自粛の要請期間

令和２年５月６日（水）迄を予定
※状況により延長となることがあります。

２　認可保育所、認定こども園における保育料の取扱い

登園日数に応じた日割計算

【問い合わせ先】
別府市子育て支援課　児童係
電話（直通）0977-21-1427